

特別警報又は気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）

発令にともなう講座の取り扱いについて

特別警報又は気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）が発令された場合における、定期講座の取り扱いについて、下記の通りとさせていただきます。

なお、休講に関する情報は、生涯学習課のホームページでご確認ください。

特別警報又は気象警報（暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）

発令時刻の取り扱いについて

- (1) 午前8時の時点で「八尾市」が発令されている場合
⇒ 午前開催の講座は「休講」
- (2) 午前11時の時点で「八尾市」が発令されている場合
⇒ 午後開催の講座は「休講」
- (3) 午後4時の時点で「八尾市」が発令されている場合
⇒ 夜間開催の講座は「休講」

①発令時刻で判断しますので、その後警報が「解除」になっても休講となります。

例：午前8時30分に警報が解除された場合でも、午前中の講座は休講いたします。

②気象条件の急変が予想される場合、別途教育委員会事務局 生涯学習課の指示に従っていただくことがあります。

（事例：台風の急接近などで気象条件の急変が予想される場合）

③休講になった講座の補講日程等については、講師と相談の上後日、お知らせいたします。

日程の調整ができない場合は、休講となった回の補講ができないことがあります。ご了承ください。

その他、Jアラート（全国瞬時警報アラート：弾道ミサイル・津波・緊急地震速報など、緊急事態に関する情報を国より瞬時に伝達するシステム）が大阪府下に（または八尾市を含む地域）発信された際の講座の休講措置等は、コミセンの安全が確保された後に、お知らせいたします。